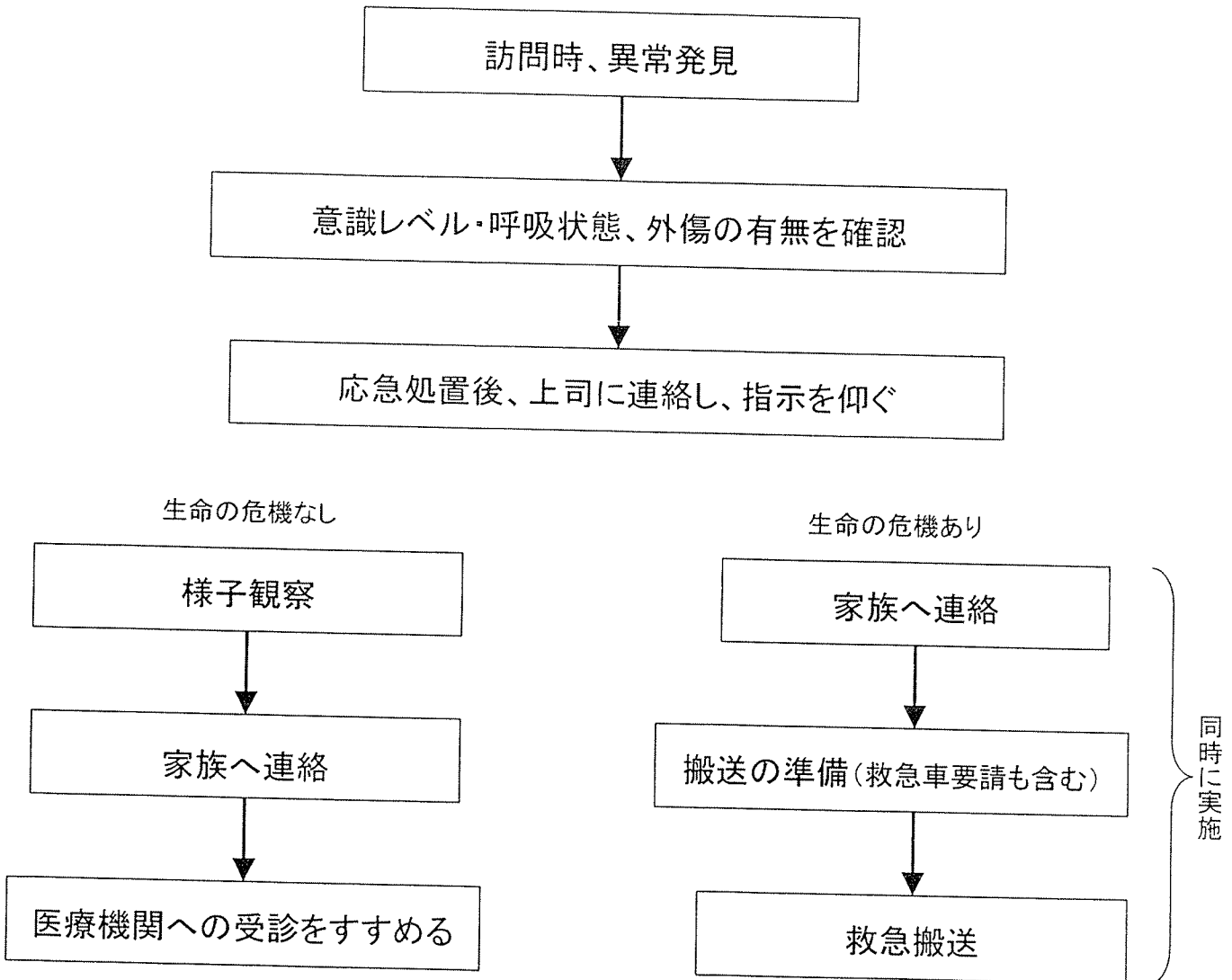


訪問看護ステーション麒麟

緊急対応
防災マニュアル

緊急対応



- * 事故の場合も同様。上司の指示を仰ぎ、家族との連絡をとる。
- * 物損などの場合は、そこにいる本人、家族などに謝罪し、今後の対応については、上司と相談する旨を伝え、上司に必ず報告する。
- * いずれにおいても詳細を報告書にまとめて上司に提出。
必要に応じてカンファレンスにかける。
- * 各家庭に連絡表を置き、緊急時に使用し対応する。

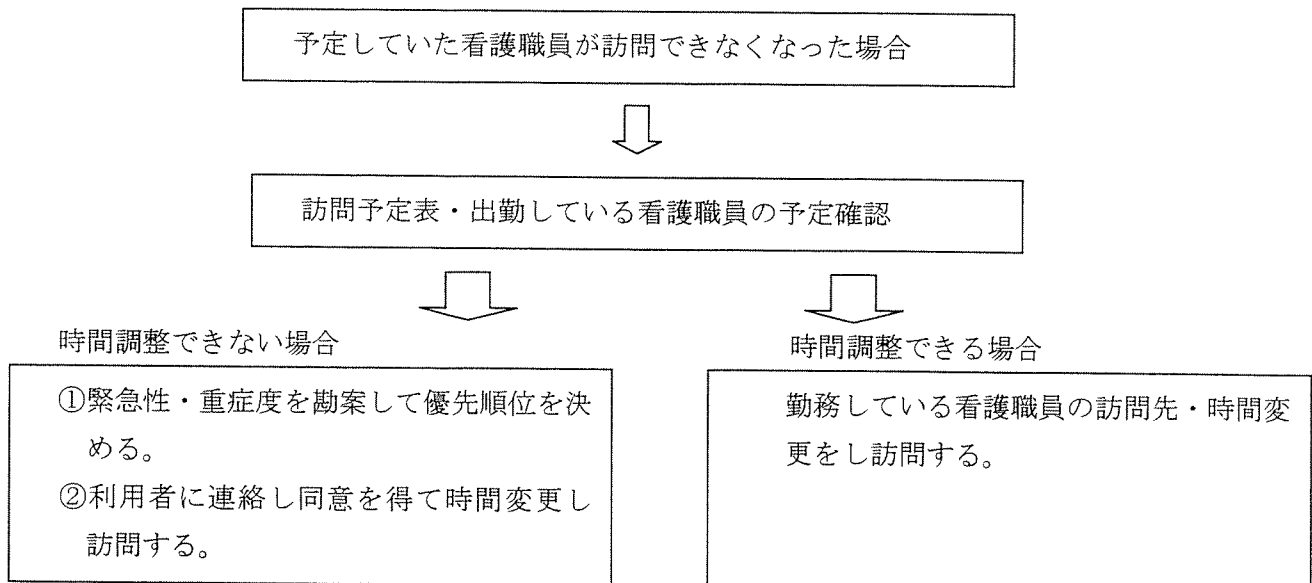
緊急対応（予定していた看護師が訪問にいけなくなった場合）

予定していた看護職員が急に休んだ場合

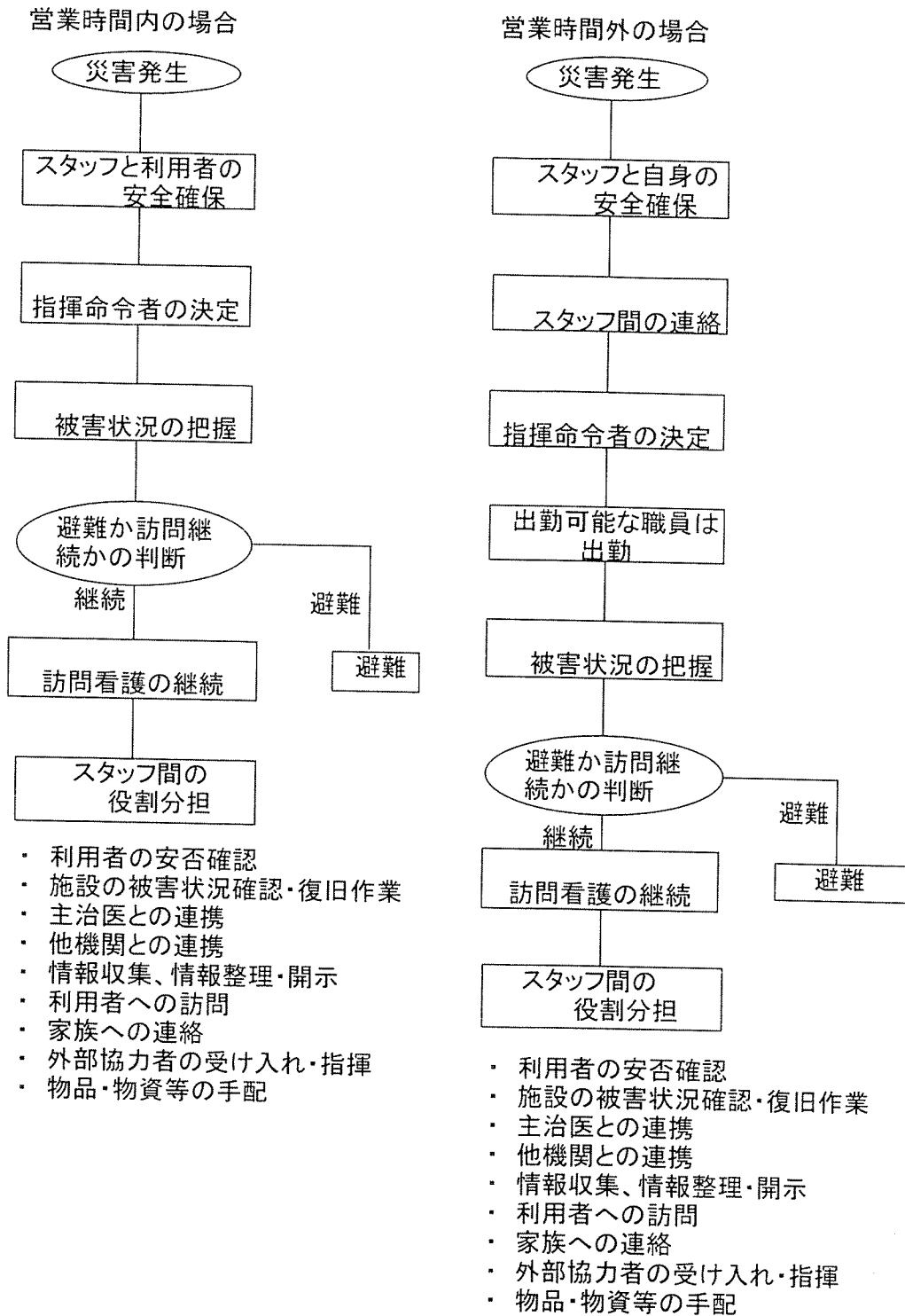
- ①訪問予定表を確認する。
- ②他の職員との時間調整を確認する。
- ③勤務している看護師で訪問できるように訪問予定の変更・調整する。
- ④出勤している看護職員で時間調整できない場合は、緊急性や重症度を勘案し優先順位を考慮して利用者に連絡し同意を得て、時間変更を行い訪問するようにする。
ケアマネージャーに連絡しておく。
- ⑤感染症の有無を確認する。感染症の場合は、感染源とならないよう医師の許可があるまで出勤停止とする。

その他：看護職員は、体調不良その他やむを得ない事由で休む場合は、できるだけ速やかに管理者または事務所に連絡をいれるようにする。発熱や下痢など感染性のものが考えられるときはその旨を伝えるようにする。

フロー図



□災害時の対応



高陽会 防災マニュアル

地震・水害・火災その他の災害に対処する為、ここに防災マニュアルを定める。
当マニュアルは、法人の職員や利用者・資産・業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第3に、災害時等に要援護者の避難施設として、紀の川市との協定による高陽園・さくらの丘・風の里デイサービスセンターの使用に協力する。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって敏速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

目 次

- 第1章 災害時における組織体制
- 第2章 緊急連絡網
- 第3章 情報の収集と提供
- 第4章 応急救護・初期消火・避難等
- 第5章 復旧対策
- 第6章 災害予防対策
- 第7章 防災訓練・防災教育

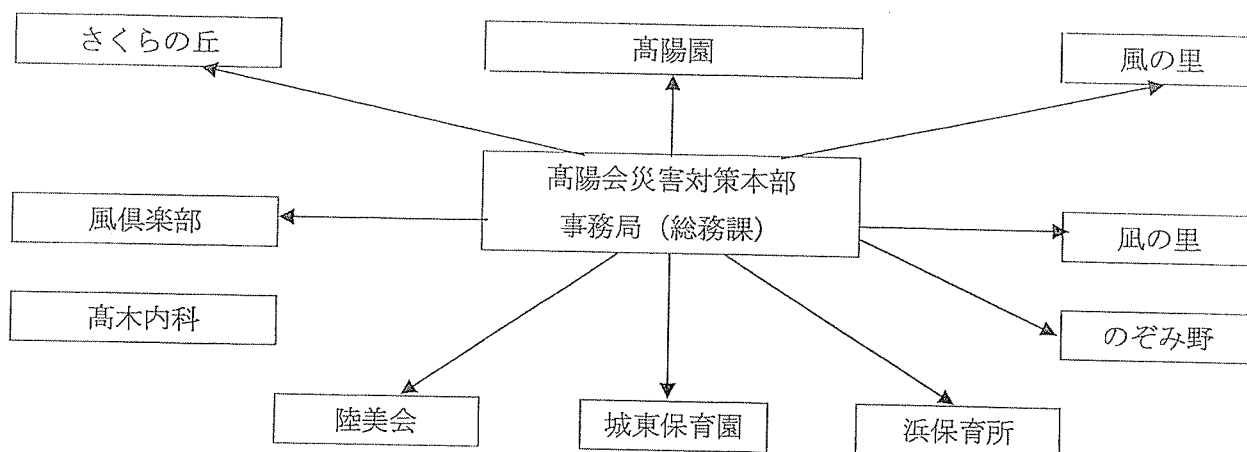
第1章 災害時における組織体制

1、設置時期 震度5弱以上の地震、その他の大災害発生時
 (理事長の判断によるか、理事長不在時には職制最上位の者が判断する。)

2、設置場所 老人保健施設 さくらの丘内 高陽会総務課 (紀の川市黒土 153 番地)

必要機材	電話機、携帯電話、ファクス、職員名簿、利用者名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など
------	--

3、組織内容 (高陽会災害対策本部)



高陽会災害対策本部からの連絡ルートは以下のとおりとする。

関係施設一覧表

名称	住所	電話	FAX
高陽会災害対策本部 事務局総務課 (さくらの丘)	紀の川市黒土 153	0736-73-5881 0736-77-0806	0736-77-0805
特別養護老人ホーム 高陽園	紀の川市東大井 11-3	0736-78-2202	0736-78-2205
総合福祉センター 風の里	紀の川市粉河 951-1	0736-74-3116	0736-74-3117
総合福祉センター 風俱樂部	橋本市高野口町名古曾 926-1	0736-44-2668	0736-44-2660
グループホーム 風の里	大阪府岸和田市中井町 3 丁目 2-27	072-448-7310	072-448-7311
福祉センター のぞみ野	大阪府和泉市のぞみ野 3 丁目 1189-15	0725-50-6866	0725-50-6877
高木内科	紀の川市粉河 418-2	0736-73-8008	0736-73-8012

城東保育園	大阪府岸和田市 三田町 166	072-443-4451	072-443-4436
浜保育所	大阪府泉南市男里 7 丁目 13-1	072-484-2660	072-424-7471
陸美会	紀の川市粉河 460-1	0736-73-2222	0736-73-2302

関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名 (機関名)	電話番号
行政情報	消防	那賀消防組合東消防署	0736-73-6565
		那賀消防組合本部	0736-61-0119
	警察	岩出警察署	0736-63-0110
		岩出警察署粉河幹部交番	0736-73-2054
市役所	紀の川市役所本所	0736-77-2511	
	粉河支所	0736-73-3311	
交通情報	県	和歌山県危機管理局総合防災課	073-441-2262
	道路	国土交通省(かつらぎ出張所)	0736-22-0213
	鉄道	JR 粉河駅	0736-73-2053
ライフライン	電気	関西電力	0736-32-1245
		日本電気保安協会	06-6585-1212(緊急時)
		大西電設	0736-73-3235
	ガス	粉河ガス	0736-73-2201
	水道	紀の川市水道局(粉河)	0736-73-2618
電話	NTT 西日本	116	
【気象情報】		和歌山地方気象台 http://www.jma-net.go.jp/wakayama/	
【国土交通省】		防災情報提供センター http://www.bosaijoho.go.jp	
【災害伝言ダイヤル】		171	

4、任務

- (1) 災害地、施設内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表 (責任部署：総務課)
- (2) 災害対策上重要事項の決定、指示、命令、報告 (責任部署：総務課)
- (3) 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示 (責任部署：総務課)
- (4) 他事業所、関係会社との情報交換、支援要請 (責任部署：総務課)

第2章 緊急連絡網

1、緊急連絡の注意事項

各施設においては各役割分担等を記載した防災マニュアルを制定し、また緊急連絡ルートを整備しておく。

- (1) 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡する。
- (2) 長電話はさけて、連絡は簡潔に行う。
- (3) 次の職員と連絡がとれない時は、その職員をとばして次の職員へ連絡する。
- (4) 電話で連絡がとれない職員については、近隣の職員が直接訪問する。
- (5) 被災して怪我をしたり、被害を受けた職員に対し必要なサポートをする。

第3章 情報の収集と提供

1、収集方法

項目	収集方法
職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
利用者様の安否確認	・看護師・介護職員による確認
建物の被害状況の把握・記録	・建築業者に建物の被害調査を依頼する。 ・その他職員からも情報を収集
設備、物品等の被害の把握	・建築業者に建物の被害調査を依頼する。 ・その他職員からも情報を収集
ライフラインの被害状況	・社内の災害時における組織体制の任務等の分担により情報を収集する。

2、注意事項

- (1) 建物内の職員・利用者・社外出務中の従業員の安否確認を行う。
- (2) けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にでもわかる方法により）情報の一元管理を図る。
- (4) 災害対策用職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策本部を立ちあげる。

1、初期活動一覧表

応急救護	職員による応急措置	(1) とりあえず職員による応急手当を実施する。 看護師・介護職員により状態レベルを振り分け、緊急を要する者より対応していく。
	医療機関への搬送	(2) 119番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合、公用車により最寄りの病院へ搬送する。 (搬送先病院：那賀病院 0736-77-2019)
初期消火	火の始末	(3) 地震発災後、建物内の火気使用場所を点検する。 (点検場所) ・各施設の厨房室内外 ・ガスタンク (施設裏)
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくなならないうちに初期消火に努める。 (消火器、消火栓、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	(1) 避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 (2) 利用者様は歩行不安定の為、特に注意する。
	避難場所	(1) 火災時 施設前広場 (2) 地震時 まず、自分の身の安全を守る、おさまってから施設前広場
	非常持ち出し	・非常用ナップサックを準備し、次のものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、職員名簿、入居者リスト、独居利用者リスト等

2、地震発生時の心得

【勤務時（施設内にいるとき）】

①わが身の安全を守る

地震が発生したら、利用者様の安全を確保しつつ、まず丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見る。

②すばやく火の始末

大地震で最も恐ろしいのは火災。地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。

③火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい皆で協力して初期消火に努める。

④あわてて外に飛び出ない

屋外は屋根瓦、ブロック堀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子をみて、落ち着いて行動する。（外へ出る時は、ヘルメットや帽子をかぶって出る）

⑤安否確認を行う

利用者様及び職員の安否確認を行う。

【勤務時（施設外にいるとき）】

⑥除々にスピードを落とし、路肩に寄せてエンジンを切り、揺れが収まるのを待つ。

周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断する。施設にできる限り速やかに戻ることを前提とする。

⑦危険な場所には近寄らない

狭い路地、堀ぎわ、ブロック堀のそばなど、危険な場所にいる時は急いで離れる。

⑧がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波など危険区域では、すばやく安全な場所に避難する。

⑨正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。

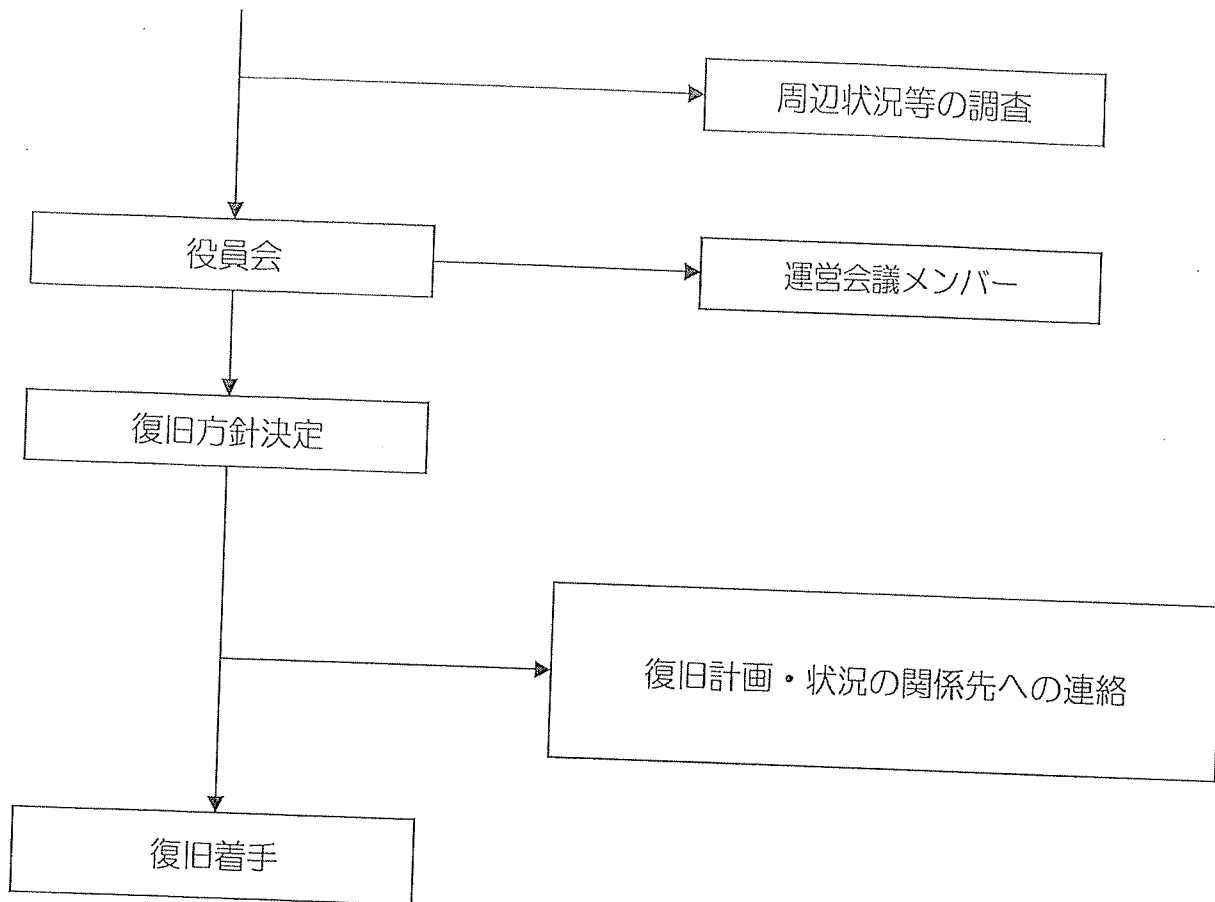
⑩人の集まる場所では冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑪避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は自動車、自転車は使わず徒歩で。また身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなどして両手をあける。

1、復旧の流れ



2、留意事項

- (1) 事務所使用不能時の仮事務所の（場所：駐車場など）確保
・第1候補 施設前広場
- (2) 被災建物の警備体制を確保する。
- (3) 被災事業所の所在する地域社会の救援活動および復旧計画には進んで協力する。

第6章 災害予防対策

1、建物その他諸設備の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3) ロッカー等器の転倒防止を実施する。

- (4) ストープ、湯沸かし器等火気使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
 - (5) コンピューター、複写機、FAX 等情報機器類の安全対策を実施する。
- 2 重要書類の保管と非常用ナップサックの管理
- (1) 常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のある時に限る。
 - (2) 非常用ナップサックに非常用備品を収容し、責任者は内容物の数量及び有効期限を確認し常に使用可能な状態にしておく。

第7章 防災訓練・防災教育

1、防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。訓練には、次の事項を盛り込む

- (1) 地震発生時の初期対応に関する事
- (2) 災害対策本部の設置及び運用に関する事
- (3) 情報の収集、伝達に関する事
- (4) 火災発生時の対応に関する事
- (5) 救出救護に関する事
- (6) 通報・初期消火・避難に関する事
- (7) 水害等の災害に関する事

2 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施する。

- (1) 当法人の防災マニュアルの概要について
- (2) 各員の任務と行動基準について
- (3) 災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- (4) 応急処置について

3 その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

この規定の改廃は理事長の承認を必要とする。

この規定の所轄部は総務課とする。

この規定は平成23年 6月21日から施行する。

この規定は平成25年 8月21日から改定施行する。

この規定は平成29年 4月 1日から改定施行する。

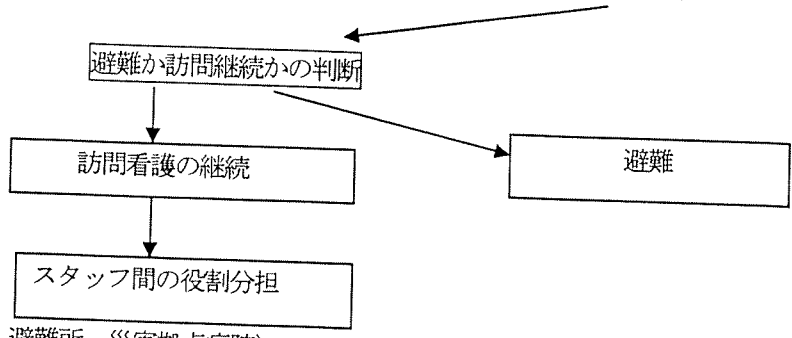
この規定は平成30年 4月 1日から改定施行する。

この規定は令和 元年 4月 1日から改定施行する。

災害時フローチャート

出典：社団法人 全国訪問看護事業協会 監修
訪問看護ステーション災害対応マニュアル

災害発生 ⇒ スタッフと利用者の安全確保 ⇒ 指示命令者の決定 ⇒ 被害状況の把握



- * 利用者の安否確認 (家族、避難所、災害拠点病院)
- * スタッフの安否確認 (携帯電話、メール、災害伝言ダイヤル)
- * 施設の被害状況確認、復旧作業
- * 必要時利用者への訪問 (十分に安全確保のうえ行う)
- * 主治医との連携 (特に医療機器利用者、独居生活者)
- * 情報収集、情報整理・開示
- * 他機関との連携
- * 物品、物資等の手配

災害時連絡先リストの作成

	消防・救急	119	
	(当該地域の消防署名・連絡先)		
	警察署	110	
	災害伝言ダイヤル	171	
氏名	生年月日	年齢	
緊急時連絡先 ①			
②			
疾患名			
内服している薬			
医療機関名	連絡先	主治医名	
近隣の災害拠点病院	連絡先		
訪問看護ステーション名	連絡先		
居宅介護支援事業所名	連絡先		
使用している医療機器と設定等の詳細			
医療機器メンテナンス会社名	連絡先		
電力会社名	連絡先		
近隣の避難場所 (例：小中学校、公園など)			
近隣の福祉避難場所 (例：老人福祉センター、行政の保健センター、社会福祉施設など)			

災害時の医療機器・医療材料の管理

使用している医療機器・医療処置	対応方法および注意点
人工呼吸器・吸引器・在宅酸素濃縮器（酸素ボンベ）	*詳細は別紙 Q&A 参照。
持続静脈注射・中心静脈栄養（輸液ポンプ、持続皮下注射含む）	注射液、点滴ルートの確保。輸液ポンプ、持続皮下注射を使用の場合は、充電池を準備する。
経管栄養	栄養剤、イリゲーター、栄養剤滴下セットの確保。停電に備え介護用ベッドはギャッジアップせずに、布団やクッション等で上体を起こす。
ストーマ（人工肛門、人工膀胱）	ストーマ用品の確保。非常食の摂取が続いた際、排泄状況の変化に注意。パウチ交換不可時のために尿取りパットを2～3枚用意する。
人工血液透析	かかりつけ病院が対応不可の場合、代替の受け入れ可能な病院を主治医へ確認する。「透析患者カード」を携帯する。 *日本透析医会災害情報ネットワーク http://www.saigai-touseki.net/index.php
CAPD（連続換行式腹膜灌流透析）	透析液および交換に必要な物品の確保。
インスリン注射	注射器・インスリン製剤・物品（血糖測定器・アルコール綿等）の確保。「糖尿病手帳」を携帯する。非常食の摂取が続く場合、高・低血糖に注意する。低血糖に備え糖分補給の用意をする。
内服管理	残薬の確認。不足の場合で主治医が処方できなければ、受け入れ可能な医療機関に相談する。必ず内服する必要がある処方薬（例：降圧剤、抗凝固剤、抗けいれん剤など）と、「お薬手帳」を携帯する。
膀胱留置カテーテル	予備のカテーテル、畜尿バッグの確保。断水で水分摂取が困難な場合、カテーテルの閉塞等に注意する。

停電時の対応Q & A

*事前に電力会社・消防署に在宅酸素療法または人工呼吸器使用中と伝えておく

☆人工呼吸器・酸素濃縮器・在宅透析機器・吸引器等の医療機関とメーカーに協議しつつ、停電期間中の代替機器を配布・貸出などの対応を行う
どうしても在宅医療機器を使用することが必要な場合には、医療機関への一時受け入れ等で対応すること

Q：在宅酸素療法者への対応は？

- A：酸素濃縮器はバッテリー付の物とそうではない物がある。
- ・内部バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認。
 - ・停電になる前に、酸素ポンベに交換する。
ポンベの残量を確認して、不足が予測される時は早めに事業者に連絡。
*連絡先は酸素濃縮器に書いてある。
(酸素ポンベは同調器使用の場合で3倍程度延長して使える)
 - ・療養者本人がポンベに切り替える際は、呼吸困難予防と体力温存を考え、口すぼめ呼吸・深呼吸をしながら行う。
 - ・ポンベが足りなくなる前に業者に連絡する。(連絡先は酸素濃縮器に書いてある)
 - ・通電したら酸素濃縮供給器に変更する。
 - ・地震の揺れに備え、機器・ポンベの固定を確実にを行う。
(ストッパーまたはヒモで縛る)

Q：人工呼吸器使用の場合は？

- A：内部バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認（NPPVも同様）
外部バッテリーの準備および事前の充電を行う。
- ・バッテリーにつなぎ電源確保し、呼吸器の作動確認が出来るまで、利用者には声掛けしながら、蘇生バッグで人工呼吸を実施する。
- 蘇生バッグは5秒で1回の速さで、バッグの下方三分の一（換気量500mlの場合）を片手で揉み、ゆっくり離す。（1分間で10～12回を目安）

☆蘇生バッグを使える人を複数確保する

- ・他の手段として自動車のシガーライターに接続する。
これは部屋と車の距離にもより、専用の接続コードが必要（人工呼吸器事業者に相談しておく）使用の際は、車のエンジンはかけたままにしておく。（ガソリンがあるときに限る）
- ・電源が確保困難なときは、蘇生バッグで用手人工呼吸を行い、主治医に相談し、医療機関へ搬送する。
- ・場合によってはバックベッドのある病院に救急搬送する。
その際、人工呼吸器使用中であること、担当医の名前を伝える

Q：停電時吸引器は？

- A：・バッテリー付吸引器は機種により使用可能時間が異なるが、長時間使えない。
- ・足ふみ式吸引器があれば使う。
 - ・50ccの注射器に吸引カテーテルを接続し、勢いよくシリンジを引く。
（ただし痰が少量の場合だが、十分に引けない）
 - ・側臥位になり、ティッシュでふき取る。

Q：電動ベッド・エアマットの電源は？

- A：外部バッテリーに接続が困難なため、停電時のみクッションや枕で徐圧を図る。
通電したら必ず、空気の入り具合を確認する。
電動ベッドはフラットにしておき、座布団や布団を背にあてて上体を起こすほうが良い。
（一度ギャッチアップした後に停電になると、フラットに出来ない）

Q：24時間持続点滴ポンプは？

- A：早めにスペア電池を充電しておく（停電でない時にAC電源から）
主治医に相談し、自然落下で落とす方法もある。

Q：シリンジ型持続注入ポンプは？

- A：メーカーに確認する。
機種によって異なるが、バッテリー機能付きもある。

暗い中でも操作が出来るように、ベッドサイドに懐中電灯を常備する

緊急連絡に備えて携帯電話を置いておく